

# 働き方改革

## 医療法第25条第1項に基づく立入検査について

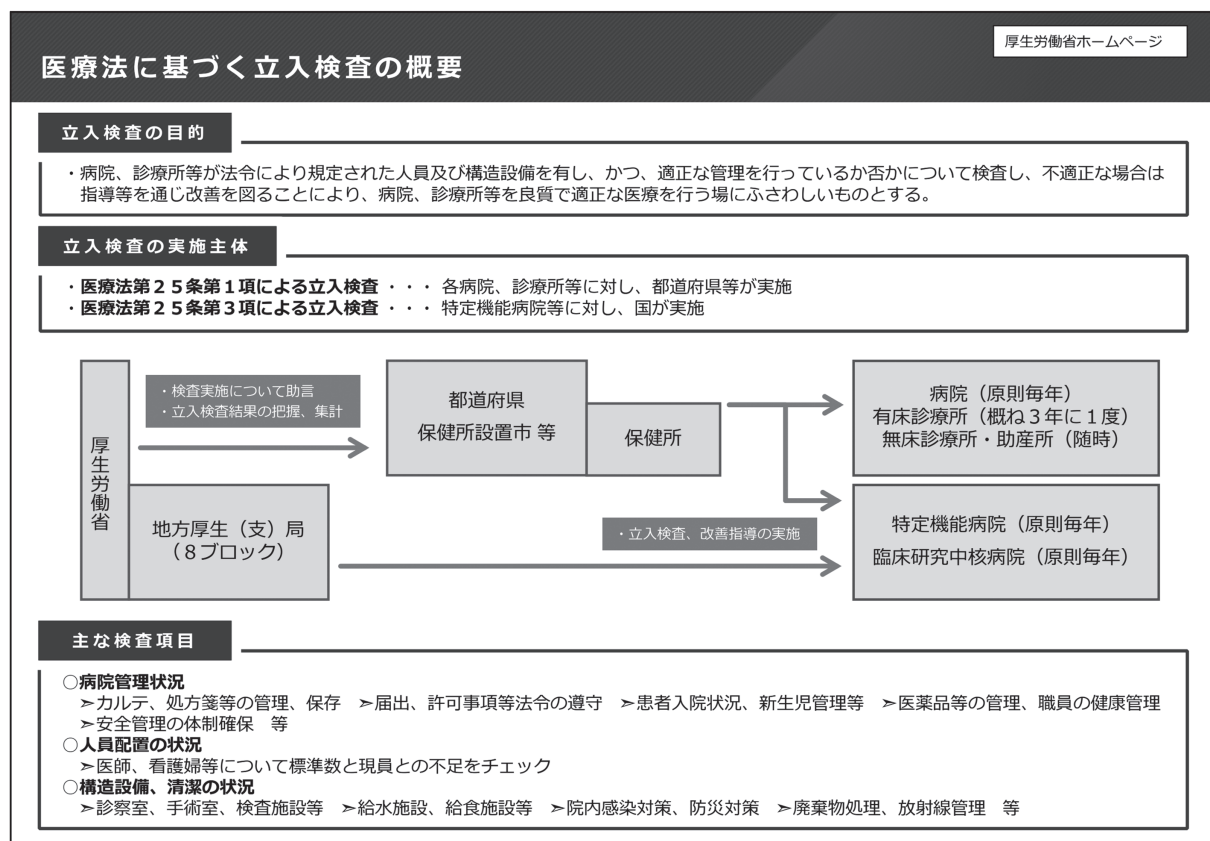
鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー  
 医療労務管理支援事業(厚生労働省委託事業) スーパーバイザー 新屋 尋崇

### 1. はじめに

令和4年度 第3回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議(令和5年2月開催)、及び令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議(令和5年5月開催)において、令和6年度以降の医療監視(立入

検査)について触れられたところです。

今回は、その内容等のなかから、一部抜粋(一部改)してご紹介いたします。ご参考にしていただければと思います(図1は立入検査に関する別途参考資料)。



(図1 第16回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ 資料2-2より)

### 2. 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定について(抜粋)

- 改正医療法(令和6年4月1日施行) 第111条(改善措置命令)(一部改)

都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第107条に規定する必要な体制の整備(病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握

し、適切に対応するために必要な体制の整備)をしていないと認めるとき、第108条第1項の規定による面接指導(時間外・休日労働時間が月100時間以上と見込まれる医師に対する面接指導実施医師による面接指導)を行っていないと認めるとき(同条第2項ただし書に規定する書面が提出されている場合及び同条第8項に規定する場合を除く)又は同条第6項に規定する必要な措置(時間外・休日労働時間が月155時間超となった医師に対する遅滞のない労働時間短縮のための必要な措置)を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第126条(改善措置命令)(一部改)

都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第123条第1項本文(休息時間の確保(連携B・B・C水準の特定対象医師に対する義務となる休息))又は第2項後段(代償休息の確保(連携B・B・C水準の特定対象医師に対する義務となる代償休息))に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### ○医師の労働時間短縮等に関する指針(厚生労働省告示第7号(令和4年1月19日))第3 各関係者が取り組むべき推奨事項等 1(3)ハ(一部改)

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導(新医療法第108条第1項の面接指導をいう。3の(3)のイにおいて同じ)、同条第5項(面接指導実施後、面接指導実施医師の意見を勘案し、必要があると認めるとき

に講じる労働時間短縮のための措置)及び第6項(時間外・休日労働時間が月155時間超となった医師に対する遅滞のない労働時間短縮のための必要な措置)の規定による措置並びに新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定(連携B・B・C水準の特定対象医師に対する義務となる休息・代償休息の確保)による休息時間の確保(以下「追加的健康確保措置」と総称する)の履行確保のため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

#### ○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年1月19日政令第27号)

##### 第1条(一部改)

医療法施行令(昭和23年政令第326号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

第12条 国の開設する病院又は診療所については、法第107条から第111条まで及び第113条から第128条までの規定は、適用しない。

第13条 第4条の4の規定(※1)の適用については、当分の間、同条中「又は第29条第1項から第3項まで」とあるのは、「、第29条第1項から第3項まで、第111条又は第126条(※2)」とする。

二(略)

第14条(略)

#### ※1 医療法施行令第4条の4

次に掲げる者は、法第23条の2、第24条第1項、第24条の2、第28条又は第29条第1項から第3項までの規定による処分

が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

一 法第25条第1項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(次号において「保健所設置市長等」という)。

二 法第25条第2項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは

管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に係りのある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させた保健所設置市長等

※2 前出の第111条又は第126条を参照

### 3. 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目(案)について

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目(案)については、図2～5をご参照ください。

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目(案)		1/4
<b>検査項目1：面接指導の実施</b>	<b>全医療機関対象</b>	
<b>【確認事項】</b>		
時間外・休日労働が月100時間超となった医師(面接指導対象医師)に対して、面接指導が実施されている。		
<b>【確認方法】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年分の医師にかかる月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料(例：賃金台帳、勤怠管理表や勤怠管理システムの記録等)の提出を求め、面接指導対象医師を抽出。</li> <li>・医療機関が保存する「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」の提出を求め、面接指導対象医師に対する面接指導の実施状況(有無)を確認。</li> </ul>		
<b>【留意事項】</b>		
以下事項に即した対応があれば「○」とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる医師は医業(診療)に従事する医師のみ。(管理者及び産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。)</li> <li>・管理者が指定する面接指導実施医師の面接指導が実施されている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 面接指導実施医師は、厚生労働省が実施する「長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習」を修了(修了証書の発行あり)している必要がある。</li> <li>※2 当該医療機関の管理者は面接指導実施医師にはなれない。</li> <li>※3 管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導実施医師により実施されている場合は、その結果を証明する書面が管理者に提出されている必要がある。</li> </ul> </li> <li>・時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されている。(特例水準の医師以外は、疲労の蓄積が認められない場合、月100時間以上となった後遅滞なく実施することも可。)</li> </ul>		

(図2 令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料3-1より)

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目（案）		2/4
検査項目2：就業上の措置	全医療機関対象	
【確認事項】		
面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じている。		
【確認方法】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査項目1で抽出された面接指導対象医師について、医療機関が保存する「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」の提出を求め、面接指導実施医師の意見内容を確認。（就業上の措置を求める内容となっているかを確認。）</li> <li>・ 就業上の措置の記録の提出を求め、内容及び実施時期（遅滞なく実施されているか）を確認。</li> </ul>		
【留意事項】		
<p>以下事項に掲げる措置が講じられていれば「○」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」は前記1で提出を受けたものと同じものをいう。</li> <li>・ 具体的措置内容の例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①就業制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（○時○分～○時○分まで）等）</li> <li>②就業禁止（○日間の休暇・休業等）</li> </ul> </li> <li>・ 就業上の措置の要否の判断内容や実施内容の妥当性までは確認を要せず、面接指導実施医師の意見聴取・要否判断・措置の実施といったプロセスが行われていることを確認すれば足りるものとする。</li> </ul>		

（図3 令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料3-1より）

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目（案）		3/4
検査項目3：労働時間短縮の措置	全医療機関対象	
【確認事項】		
時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じている。		
【確認方法】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査項目1で抽出された面接指導対象医師において、時間外・休日労働が月155時間超となった医師を抽出。</li> <li>・ 労働時間短縮のための措置の記録の提出を求め、内容及び実施時期（遅滞なく実施されているか）を確認。</li> </ul>		
【留意事項】		
<p>以下事項に掲げる措置が講じられていれば「○」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的措置内容の例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①就業制限（時間労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（○時○分～○時○分まで）等）</li> <li>②就業の禁止（○日間の休暇・休業等）</li> </ul> </li> <li>・ 労働時間短縮のための措置の実施内容の妥当性までは確認を要せず、実施のプロセスが行われていることを確認すれば足りるものとする。</li> </ul>		

（図4 令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料3-1より）

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目（案）		4/4
<b>検査項目4：休息时间・代償休息の確保</b>	<b>特定労務管理対象機関のみ対象</b> ※いわゆる特例水準医療機関	
<b>【確認事項】</b>		
特例水準医療機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超となることを見込まれる医師に対し、休息若しくは代償休息が確保されている。		
<b>【確認方法】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例水準医療機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超となることを見込まれる医師一覧の提出を求め、確認対象を特定。</li> <li>・ 直近1年分の勤務計画（シフト表）、勤怠管理表等の記録の提出を求め、上記医師について事前に予定された勤務開始時から一定の時間を経過するまでの休息时间（※1）の確保状況を確認。</li> <li>・ やむを得ない事情により休息时间中に労働させる必要がある場合（※2）は、当該労働が発生した日が属する月の翌月末日まで（※3）の間に、相当時間分の休息の付与状況を確認。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合は、46時間以内に18時間の連続した休息时间）</li> <li>C水準医療機関における臨床研修医については、始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间（指導医の勤務に合わせた24時間連続勤務とする必要がある場合等やむを得ない理由により9時間の連続した休息时间を確保することができない場合は、48時間以内に24時間の連続した休息时间）</li> <li>※2 具体的には、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（以下「緊急業務」という。）が発生した場合を指す。C水準医療機関における臨床研修医については、緊急業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る）が発生した場合に速やかに当該緊急業務に従事できるよう、オンコール又は宿日直許可のある宿日直業務に従事させる場合であって、これらの業務中に当該緊急業務が発生した場合を指す。</li> <li>※3 C水準医療機関における臨床研修医の場合は、②労働が発生した日の属する研修期間の末日、又は、④労働が発生した日の属する月の翌月末日のいずれか早い日まで。ただし、②が④よりも前であって、やむを得ない理由により②までに代償休息を確保することが困難である場合には、④までの間にできるだけ早期に、代償休息を確保すればよい。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>【留意事項】</b>		
以下事項に掲げる基準を満たしていれば「○」とする。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる医師は医業（診療）に従事する医師のみ。（管理者及び産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。）</li> <li>・ A水準医療機関の医師については、努力義務であるため確認不要。（連携B・B・C水準医療機関（特例水準医療機関）で、かつ、特例水準の医師のみが確認対象。）</li> </ul>		

(図5 令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料3-1より)

#### 4. おわりに

今月号では、令和4年度第3回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議(令和5年2月開催)等の内容のなかから、令和6年度以降の医療監視(立入検査)について、一部抜粋(一部改)してご紹介いたしました。

医師の働き方改革や、医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター(TEL:099-813-7731)までぜひご連絡ください。

#### 5. 参考・引用

- ▶第16回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ 資料2-2
- ▶令和4年度第3回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料6
- ▶令和5年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料3-1